

府子本第224号
28文科初第1838号
雇児発0331第17号
平成29年3月31日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市市長 殿
各指定都市・中核市教育委員会教育長
附属幼稚園を置く各国立大学法人の長

内閣府子ども・子育て本部統括官

西崎文平

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

藤原誠

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

吉田学

(印影印刷)

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準の運用上の取扱いについて」の一部改正について（通知）

幼保連携型他認定こども園の設備に関する取扱いについては、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号平成26年11月28日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）により示しているところですが、「平成28年の地方からの提案に対する対応

方針」(平成28年12月20日閣議決定)を受け、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成29年3月31日から適用することとしましたので通知いたします。

各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配慮願います。

本件担当：

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当) 付

TEL：03-5253-2111(代表) 内線38445

FAX：03-3581-2808

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL：03-5253-4111(代表) 内線3136

FAX：03-6734-3736

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-5253-1111(代表) 内線7928

FAX：03-3595-2674

別紙

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて 新旧対照表

改正後	現行
<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 園舎、園庭及び設備について (基準省令第6条、第7条及び第13条関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保育室等の設置階について 幼保連携型認定こども園において、園舎が耐火建築物であり、保育所と同様の設備を備える場合に基準省令第6条第3項の規定により例外的に3階以上の階に設けられる保育室等 (同項に規定する「保育室等」をいう。以下同じ。) は、同条第4項の規定のとおり、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならないが、当該保育室と同じ階又は当該保育室がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合に限り、例外的な取扱いとして、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることも認められるものとする。 この場合の園庭が屋上 (バルコニー等を含む。以下同</p>	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 園舎、園庭及び設備について (基準省令第6条、第7条及び第13条関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保育室等の設置階について 幼保連携型認定こども園において、園舎が耐火建築物であり、保育所と同様の設備を備える場合に基準省令第6条第3項の規定により例外的に3階以上の階に設けられる保育室等 (同項に規定する「保育室等」をいう。以下同じ。) は、同条第4項の規定のとおり、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならないが、当該保育室と同じ階又は当該保育室がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合に限り、例外的な取扱いとして、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることも認められるものとする。 この場合の園庭が屋上 (バルコニー等を含む。以下同</p>

じ。)にある場合は、(4)の①から⑤までの全ての要件を満たすことが必要となる。これらの要件を満たすことについては、認可権者において適切に確認すること。

なお、保育室(基準省令第7条第6項第3号の面積以上の面積ものに限る。)と別に設置される、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する遊戯室その他の設備については、上下1階の範囲内の園庭の有無に関わらず3階以上の階に設けることができる。

(3) (略)

(4) 園庭の設置・面積(屋上の取扱い)について

屋上については、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に存し、かつ、以下の①から⑤までの全ての要件を満たす場合に限り、園庭としての必要面積に算入することができるものとする。これらの要件を満たすことについては、認可権者において適切に確認すること。また、⑤の要件の確認に当たっては、例えば、室内との連続性や回遊性に配慮しつつ、園児の自然体験を豊かにし、心身の発達を促すような空間となっているか否か等の観点参考として、学校かつ児童福祉施設である幼保連携型認定こども園における教育・保育を行う場として、相応しい園庭環境が確保されているか否かを確認することが望ましいこと。ただし、実際の園での活動において、安全の確保や防災上の対応、教育・保育を行う場としての相応しい環境の確保等に十分配慮した上で、園庭として面

じ。)にある場合は、(4)の①から⑤までの全ての要件を満たすことが必要となる。これらの要件を満たすことについては、認可権者において適切に確認すること。

(3) (略)

(4) 園庭の設置・面積(屋上の取扱い)について

屋上については、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に存し、かつ、以下の①から⑤までの全ての要件を満たす場合に限り、園庭としての必要面積に算入することができるものとする。これらの要件を満たすことについては、認可権者において適切に確認すること。また、⑤の要件の確認に当たっては、例えば、室内との連続性や回遊性に配慮しつつ、園児の自然体験を豊かにし、心身の発達を促すような空間となっているか否か等の観点参考として、学校かつ児童福祉施設である幼保連携型認定こども園における教育・保育を行う場として、相応しい園庭環境が確保されているか否かを確認することが望ましいこと。ただし、実際の園での活動において、安全の確保や防災上の対応、教育・保育を行う場としての相応しい環境の確保等に十分配慮した上で、園庭として面

積算入できない屋上の実際の利用を妨げるものではない。

- ① 耐火建築物であること
- ② 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に示された教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること
- ③ 園児の利用しやすい場所に、便所、水飲み場等を設けること
- ④ 防災上の観点（避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等）に留意すること
- ⑤ 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戸外（屋上）の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上（保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置するものに限る。）と行き来できると認められること

なお、適正な運営が確保されていると認められる既存の幼稚園又は保育所が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の設備を活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合には、移行特例として、当分の間、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、上記①から④までの全ての要件を満たす屋上について、算入することができるものとする。

4. (略)

積算入できない屋上の実際の利用を妨げるものではない。

- ① 耐火建築物であること
- ② 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に示された教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること
- ③ 屋上（屋上と同一階を含む。）に、便所、水飲み場等を設けること
- ④ 防災上の観点（避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等）に留意すること
- ⑤ 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戸外（屋上）の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上（保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置するものに限る。）と行き来できると認められること

なお、適正な運営が確保されていると認められる既存の幼稚園又は保育所が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の設備を活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合には、移行特例として、当分の間、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、上記①から④までの全ての要件を満たす屋上について、算入することができるものとする。

4. (略)

5. 既存施設からの移行の特例等について（基準省令附則第2条及び第4条関係）

(1) 移行特例を適用するにあたっての留意事項について

認可基準上、既存施設（幼稚園、保育所、幼稚園型認定こども園又は保育所型認定こども園）から幼保連携型認定こども園へ移行する場合における特例や、みなし幼保連携型認定こども園についての経過措置が認められることとされているが、これらの移行特例や経過措置の適用を受ける既存施設やみなし幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園を新規に設置する場合に適用される基準（以下「新設基準」という。）に適合するよう努めることが求められるものであることに留意すること。そのため、地域における保育の供給量が需要を上回るなど、移行特例を適用する必要性が解消された場合においては、新設基準による利用定員を設定するよう努めること。

また、移行特例を適用した施設については、新設基準に適合する努力義務の実施を促すため、子ども・子育て支援法第58条に基づく情報公表制度において、都道府県が移行特例の適用状況を公表すること。なお、国においては、施行10年経過後を目途に、特例の適用状況等を勘案し、移行特例の内容等を検討することとしている。

(2) 園庭の移行特例について

基準省令附則第4条第1項及び第2項の規定により読み替えられた基準省令第6条第7項及び、基準省令附則第4条第

5. 既存施設からの移行の特例等について（基準省令附則第2条及び第4条関係）

認可基準上、既存施設（幼稚園、保育所、幼稚園型認定こども園又は保育所型認定こども園）から幼保連携型認定こども園へ移行する場合における特例や、みなし幼保連携型認定こども園についての経過措置が認められることとされているが、これらの移行特例や経過措置の適用を受ける既存施設やみなし幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園を新規に設置する場合に適用される基準（以下「新設基準」という。）に適合するよう努めることが求められるものであることに留意すること。

なお、移行特例を適用した施設については、新設基準に適合する努力義務の実施を促すため、子ども・子育て支援法第58条に基づく情報公表制度において、都道府県が移行特例の適用状況を公表すること。なお、国においては、施行10年経過後を目途に、特例の適用状況等を勘案し、移行特例の内容等を検討することとしている。

(新設)

3項の規定については、当該規定が適用される施設が、平成27年4月1日以降に当該施設と同一の所在場所において園舎の建替えを行った場合であっても、引き続き適用することが可能であること。

ただし、園舎を建替える以前より園庭の面積が減少しない場合に限るとともに、新設する園舎の屋上等を、3の(4)に掲げる要件を満たすように整備する等、可能な限り新設基準に適合するよう努めること。